

## 第4章

## 在宅医療・介護連携の推進

高齢になると、誰しも病気や障害を抱えることとなります。病気になっても、介護が必要になっても、障害を抱えても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会をつくることは、県民共通の願いです。

このため、在宅医療の提供体制の充実を図るほか、在宅医療・介護への円滑な移行や、地域の医療・介護・福祉資源等の状況を踏まえながら、県、市町村、関係機関等が連携し、在宅医療・介護の連携を推進します。

## 〔施策の体系〕

1 在宅医療資源の充実

2 在宅医療・介護の連携体制の充実

# 1 在宅医療資源の充実

## 現状と課題

- 疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、治せない病気や障害を抱えながら生活をする高齢者が増えています。治すだけでなく、尊厳ある暮らしを支える在宅医療への期待は、今後益々高まるものと考えられ、在宅医療と介護が連携し、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の充実が必要です。
- 在宅医療の要となる訪問診療を実施する診療所や訪問看護事業所などは、地域により偏在しています。

在宅医療の施設数

種別	施設数							備考
	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛	県計	
訪問診療を実施している病院・診療所 (H27年度)	47	20	64	24	68	60	283	NDB
往診を実施している病院・診療所 (H27年度)	92	39	120	37	152	89	529	NDB
訪問歯科診療を実施している歯科診療所 (H26.9)	16	20	28	3	31	23	121	医療施設静態調査(厚労省特別集計)
在宅療養支援診療所 (H29.10)	33	4	31	9	47	20	144	
在宅療養支援病院 (H29.10)	0	0	1	0	3	0	4	
在宅療養後方支援病院 (H29.10)	0	0	0	0	1	0	1	
訪問看護ステーション (H29.10)	20	7	25	3	20	14	89	
在宅療養支援歯科診療所 (H29.10)	10	6	10	2	19	10	57	
在宅対応薬局 (H29.10)	16	5	33	7	46	17	124	在宅患者調剤加算の算定薬局数(厚生労働省データ)

- 在宅での療養生活を継続していくためには、日常の療養支援、急変時の対応、在宅での看取りなどの医療機能において、増加・多様化するニーズに対応していく必要があります。
- 医療や介護を必要とする高齢者に安定したサービスを提供していくために、地域の実情に応じた各医療機能の連携を推進していくことが求められています。

## 施策の方向

- 在宅療養患者が安心して地域で暮らすことができるよう、在宅医療に係る関係機関と連携し、在宅医療に携わる医師、訪問看護師、歯科医師、薬剤師等医療従事者の確保・育成及び質の向上に努めます。
- 在宅医療提供体制の均てん化を図るため、地域の関係機関との検討を進めるとともに、地域の実情を踏まえた在宅医療に係る機関への支援等を行います。
- 切れ目のない在宅医療体制の構築に向けて、グループ診療体制や後方支援体制・診療所・訪問看護ステーションの連携体制等在宅医療に係る機関間の連携の充実・強化に向けた取組を支援します。

## 2 在宅医療・介護の連携体制の充実

### 現状と課題

- 疾病構造の変化や高齢化の更なる進展、医療技術の進歩、生活の質（QOL）の重視の高まりなどから、在宅医療関係者と介護関係者が連携し、在宅医療と介護が切れ目なく提供できる体制を一層充実していく必要があります。
- 平成30（2018）年度から、介護保険法に規定される地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業が完全に市町事業となりました。各市町において、引き続き在宅医療と介護の連携体制の充実を図っていく必要があります。
- 高齢化の進展等により今後増加が見込まれる在宅医療等の需要について、在宅医療や介護サービスでどのように対応していくかを検討していく必要があります。

### 施策の方向

- 市町は、地域における在宅医療と介護の連携体制の充実を図るため介護保険法に規定される地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業を着実に進めます。
- 人材育成のための研修や在宅医療資源等に関する情報の提供、在宅医療推進支援センターによる地域の実情に応じた支援等により、市町が実施する在宅医療・介護連携に係る取組を促進します。
- 医療圏ごとに設置した医療、介護、福祉等の関係者による協議の場において、在宅医療や介護サービスの状況を共有し、必要なサービスが提供されるよう取り組みます。
- 在宅医療・介護に係る多職種協働を促進するため、地域においてリーダーとなる人材の育成に努めます。
- 高齢者のニーズに応じて、必要な在宅医療及び介護が切れ目なく受けられるよう、医療機関と介護関係者との間で患者の情報が円滑に提供される体制やルールの整備に取り組みます。
- 県民及び医療・介護従事者における在宅医療に関する適切な理解を促進するため、在宅医療に係る関係機関と連携し、一層の啓発に取り組みます。